

活動結果報告書

令和4年4月12日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月1日（金曜日）～令和4年7月29日（金曜日）

活動先 一般社団法人北陸EM普及協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

食料、農業、環境などの諸問題の解決策として有用微生物群活用技術ほか、無公害な環境浄化技術の構築を行う。その恩恵を一人でも多くの人を受けられるよう、農業実施者を始め、環境浄化運動に取り組む方々に普及する。

また、当法人の活動を支援する方々の協力を得て、講習会、実習会及び優良事例の公表を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

（組織の事業内容は別紙のとおり）



目的

一般社団法人 北陸EM普及協会（以下、「当法人」という。）は、食糧、農業、環境などの諸問題の解決策として、有用微生物群活用技術ほか、無公害な環境浄化技術の構築を行う。その恩恵を一人でも多くの人が受けられるよう、農業実施者を始め、環境浄化運動に取り組む方々に普及する。

また、当法人の活動を支援する方々の協力を得て、講習会、実習会及び優良事例の公表を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

事業

当法人は社会貢献を目標に、次の事業を行う。

普及事業

- (1) 自然農法・有機農業の推進による健康増進と地域の環境保全
- (2) 悪臭軽減対策（畜産事業者・飲食店・生ゴミ処理場等）
- (3) 現地指導・各種研修会・講演会の開催
- (4) 水質浄化（プール・河川・公共下水・農業集落排水・グリストラップ等）
- (5) 蓄積された自然農法・有機農業及び環境浄化に関する情報の公開

研究事業

- (1) 自然農法・有機農業推進の為に有用微生物等を活用した応用技術
- (2) 水質浄化（プール・河川・公共下水・グリストラップ等）
- (3) 農作物や食品の品質評価（波動測定等）
- (4) 新商品の開発（環境浄化商品及び農業資材）

共益事業

- (1) 講習会、研修会をととして会員相互の最新情報の共有をはかる
- (2) 会員の取組を整理し、情報誌を発行し、会員に活動状況の提供をはかる

収益事業

- (1) 有機JAS認定栽培農産物（北陸産コシヒカリ他）の販売
- (2) EM活用農産物等の販売
- (3) 環境浄化資材・有用微生物群及び関連商品等の販売
- (4) 農業資材等の販売
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業



有機JASマーク

会員募集

当法人の活動をご理解頂き安全で安心できる社会を目指し共に活動できる会員様を募集しています。

一般社団法人 北陸EM普及協会
〒910-0021 福井県福井市乾徳4-2-16
TEL:0776-27-6955 / FAX:0776-27-3658
E-mail: hokurikuemkaianm@hokuem.sakura.ne.jp

【一般社団法人】北陸EM普及協会 ～ 普及事業

EMメッセ.htmlへのリンク

活動結果報告書

令和4年5月23日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月1日(金曜日)～令和4年7月29日(金曜日)

活動先 NPO法人日本ホタル再生ねっと 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

ホタル再生に関する情報収集・提供事業、ホタル再生の普及及び啓発活動、ホタル再生による地域づくり事業、ホタルを指標とする環境保全に関するコンサルティング事業、ホタル再生ネットワーク支援事業、ホタルを通じた子供への環境教育事業、ホタルの調査・研究事業を行うことにより、人と自然が共生し、人々の生活の質が高められる暮らし方を実践し、その成果を社会に発信し、ホタルが飛び交う美しい自然の原風景の再生を目指した地球の環境保全と地域の個性あるまちおこしに寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細は [こちら](#)

[詳しく見る](#)[同意しません](#)[同意します](#)

日本ホタル再生ねっと

日本ホタル再生ねっと

特定非営利活動法人日本ホタル再生ねっと 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ホタル再生ねっとという。

英語名をNet for Regeneration of Fireflies Japan（NRFJ）という。通称を「日ホねっと」とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的および事業

（目的）

第3条 この法人は、ホタル再生に関する情報収集・提供事業、ホタル再生の普及及び啓発活動、ホタル再生による地域づくり事業、ホタルを指標とする環境保全に関するコンサルティング事業、ホタル再生ネットワーク支援事業、ホタルを通じた子供への環境教育事業、ホタルの調査・研究事業を行うことにより、人と自然が共生し、人々の生活の質が高められる暮らし方を実践し、その成果を社会に発信し、ホタルが飛び交う美しい自然の原風景の再生を目指した地球の環境保全と地域の個性あるまちおこしに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 里地・里山の多様性保全とホタル文化に資する普及啓発の情報発信事業
- (2) ホタルに関する地域コミュニティづくり、人の交流、イベントの企画・運営事業

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有し、正会員としての意志をもつ個人

(2)団体会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有し、団体会員としての意思をもつ団体

(3)名誉会員

総会における議決権を有し、この法人の活動に対し顕著な貢献をした個人

(4)賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有しない、賛助会員としての意志をもつ個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上8人以内

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

らびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

このページはCookie（クッキー）も利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

(3)合併

(4)事業計画および活動予算ならびにその変更

(5)事業報告および活動決算

(6)役員の選任または解任、職務および報酬

(7)入会金および会費の額

(8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9)事務局の組織および運営

(10)その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員と団体会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、社員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 正会員、団体会員、名誉会員からなる社員の表決権は、1個人・1団体あたり1個の議決権

とし、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細は [こちら](#)

[詳しく見る](#)[同意しません](#)[同意します](#)

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2)前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

このページはCookie（クッキー）を利用しています。
このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る
同意しません
同意します

第7章 資産および会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金および会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画および予算）

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

- 第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定および使用）

- 第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（定数に係るものを除く）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10)定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)社員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

[詳しく見る](#)[同意しません](#)[同意します](#)

4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2020年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- 入会金 0円
- 年会費 2,000円

(2) 団体会員

- 入会金 0円
- 年会費 2,000円

(3) 名誉会員

- 入会金 0円
- 年会費 0円

(4) 賛助会員

- 入会金 0円
- 年会費 500円～20,000円

サイトマップ

≫ ホーム
≫ 基本理念
≫ 事業概要
≫ 活動内容
≫ 新着情報

≫ 当会から皆様へ
≫ 個人(一般市民)の方へ
≫ 環境保全に関心のある方へ
≫ 企業・行政関係の方へ
≫ ホタル認証米
≫ 入会申込
≫ ご寄付のお願い
≫ お問い合わせ
≫ 組織情報
≫ 役員
≫ リンク集
≫ 定款

特定非営利活動法人
日本ホタル再生ねっと

〒918-8027 福井県福井市福2-919

このページはCookie（クッキー）を利用しています。
このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシー
をご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る
同意しません
同意します

[概要](#) | [プライバシーポリシー](#) | [Cookieポリシー](#) | [サイトマップ](#)
特定非営利活動法人日本ホテル再生ねっと

[ログイン](#)

活動結果報告書

令和 4 年 5 月 2 3 日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 4 年 4 月 1 日（金曜日）～令和 4 年 7 月 2 9 日（金曜日）

活動先 日本赤十字社 福井県支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

日本赤十字社定款

昭和27年10月31日
本 達 甲 第 3 号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号
	平成16年7月8日本達甲第2号	平成28年6月22日本達甲第3号
	令和4年3月31日本達甲第4号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 会員等（第11条－第18条）
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与（第19条－第21条）
- 第4章 役員及び理事会等（第22条－第34条の2）
- 第5章 代議員及び代議員会（第35条－第46条）
- 第6章 業務及びその執行（第47条－第53条）
- 第7章 資産及び会計（第54条－第60条）
- 第8章 支部（第61条－第77条）
- 附則

第1章 総則

第1条 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基いて設立された法人とする。

第2条 本社は、日本赤十字社と称する。

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。

第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。

第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。

第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。

第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。

第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。

第10条 本社は、法律によるものでなければ解散しない。

第2章 会員等

第11条 本社の会員及び協力会員を置く。

(1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人

(2) 協力会員 会員以外の者であつて、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。

3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第12条 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

第13条 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。

2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができる。

第14条 会員は、何時でも脱退することができる。

2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

(1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）

(2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。

(3) 除名

3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会

員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第15条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第17条 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功勞のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 会員又はその他の者であつて本社の業務について著しい功勞のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務

を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長とともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であつて会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があつた場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。
この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

第33条の2 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
- (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
- 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14人の中から理事会が指名する。
- 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあつて、本社の事業について、著しい功労のあつた者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算

- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合においては、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業

を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

(5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

(6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。

(7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。

(8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。

(9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

(10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。

(11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。

(12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。
- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に関係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」＝昭和27年10月31日

2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。

3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。

4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。

5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。

6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則 [昭和38年6月20日本達甲第1号]

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則 [昭和39年5月28日本達甲第3号]

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和39年5月28日

附 則 [昭和39年12月14日本達甲第5号]

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

附 則〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和43年3月21日

附 則〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和46年4月1日

附 則〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

- 1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和49年11月7日

附 則〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和50年4月1日

附 則〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

- 1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

附 則〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

- 1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和61年4月1日

- 2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年7月8日本達甲第2号〕

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年6月22日本達甲第3号〕

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日の前日に社員である者（社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達している者を除く。）は、この変更の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに変更後の第13条第1項又は第2項の規定により会員として加入することが認められた場合には、当該日）までの間は、会員とみなす。

附 則〔令和4年3月31日本達甲第4号〕

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	石川県支部	3人	岡山県支部	5人
青森県支部	3人	福井県支部	2人	広島県支部	6人
岩手県支部	4人	山梨県支部	2人	山口県支部	4人
宮城県支部	4人	長野県支部	6人	徳島県支部	2人
秋田県支部	4人	岐阜県支部	4人	香川県支部	3人
山形県支部	4人	静岡県支部	7人	愛媛県支部	4人
福島県支部	6人	愛知県支部	9人	高知県支部	2人
茨城県支部	6人	三重県支部	4人	福岡県支部	9人
栃木県支部	5人	滋賀県支部	2人	佐賀県支部	2人
群馬県支部	5人	京都府支部	5人	長崎県支部	4人
埼玉県支部	6人	大阪府支部	9人	熊本県支部	5人
千葉県支部	6人	兵庫県支部	9人	大分県支部	3人
東京都支部	13人	奈良県支部	2人	宮崎県支部	3人
神奈川県支部	6人	和歌山県支部	3人	鹿児島県支部	5人
新潟県支部	7人	鳥取県支部	2人	沖縄県支部	2人
富山県支部	3人	島根県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	石川県支部	20人	岡山県支部	25人
青森県支部	25人	福井県支部	20人	広島県支部	30人
岩手県支部	25人	山梨県支部	20人	山口県支部	25人
宮城県支部	25人	長野県支部	30人	徳島県支部	20人
秋田県支部	25人	岐阜県支部	25人	香川県支部	20人
山形県支部	25人	静岡県支部	35人	愛媛県支部	25人
福島県支部	30人	愛知県支部	40人	高知県支部	20人
茨城県支部	30人	三重県支部	25人	福岡県支部	40人
栃木県支部	25人	滋賀県支部	20人	佐賀県支部	20人
群馬県支部	25人	京都府支部	30人	長崎県支部	25人
埼玉県支部	30人	大阪府支部	45人	熊本県支部	30人
千葉県支部	30人	兵庫県支部	40人	大分県支部	25人
東京都支部	60人	奈良県支部	20人	宮崎県支部	25人
神奈川県支部	35人	和歌山県支部	20人	鹿児島県支部	30人

新潟県支部	30人	鳥取県支部	20人	沖縄県支部	20人
富山県支部	25人	島根県支部	20人		

活動結果報告書

令和4年5月28日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月1日（金曜日）～令和4年7月29日（金曜日）

活動先 紫式部顕彰会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とした歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

一般社団法人紫式部顕彰会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫式部顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とする歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紫式部史跡の整備及び管理
- (2) 紫式部の追善法要及び講演会の開催
- (3) 平安時代の文学にかかる著作等の収集、保存及び管理
- (4) 平安文学にかかる出版
- (5) 紫式部学術賞の授与
- (6) 会報誌の刊行
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、総会又はこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。
- 3 総社員の決議権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である次項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長とすることができる。

4 副会長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号第4号及び第5号の書類については、定時社員総会の承認を受

けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この一般法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免する。ただし、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により任免する。職員は、有給とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は町田泰宣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

活動結果報告書

令和4年6月7日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月1日（金曜日）～令和4年7月29日（金曜日）

活動先 特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連携の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 男女平等に関する情報収集及び情報提供事業
- (2) 男女平等に関する学習・研修事業
- (3) 男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業
- (4) 男女平等に関する文化創造事業
- (5) 女性の自立とエンパワーメントのための相談事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上16人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 この法人に相談役・顧問をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、5期10年までとする。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬（ただし、解任の議決に関しては、理事会

の議決をもってすることができる)

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続については、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する

ことができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事長の決裁を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、越前市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	岩端	るみ子
副理事長	瓜生	ヒサ子
副理事長	吉田	利夫
理 事	相木	玲子
同	安 藤	ス ミ 子
同	大 久 保	恵子 子
同	香 川	克 子
同	小 泉	時 子
同	坂 口	雅 子
同	堀 江	知 香 子
同	眞 家	徹
同	三 上	和 夫
同	美 濃	初 美
同	矢 野	正 彦
監 事	和 田	て る 子
同	前 澤	マ サ 子
同	磯 野	哲 也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費	正会員個人	1 口	1, 0 0 0 円	(1 口以上)
	正会員団体	定額	3, 0 0 0 円	
	賛助会員	1 口	5, 0 0 0 円	(1 口以上)
	賛助会員団体	1 口	5, 0 0 0 円	(2 口以上)

7 平成28年5月29日 一部改正

8 平成30年7月11日 一部改正

9 令和2年8月7日 一部改正



活動結果報告書

令和4年6月7日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月1日（金曜日）～令和4年7月29日（金曜日）

活動先 NPO法人エコプランふくい 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

環境に主体的に係る市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

特定非営利活動法人エコプランふくい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコプランふくい という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境に主体的に関わる市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表の内、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ①循環型社会形成のための調査研究および実践普及事業
- ②自然環境の保全および回復に関する調査研究および実践普及事業
- ③地域における環境保全、環境負荷低減に関する調査研究および実践普及事業
- ④環境教育事業
- ⑤環境保全に関わる情報提供事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員または賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告および活動決算
 - (6) 役員の選任および解任、職務および報酬
 - (7) 入会金および会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
 - (9) 事務局の組織および運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- （開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年

度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で予め決めた特定非営利活動法人に譲渡できるものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉川 守秋
副理事長	土保 裕治
理事	大嶋 智
同	大橋 正明
同	樫尾 智恵子

同	高橋	きよの
同	竹川	裕治
同	中野	佐知子
同	林	正憲
同	松井	峰雄
同	松本	俊明
同	水間	武光
同	吉田	秀尾
同	由田	昭治
同	和田	龍三
監事	前田	行雄
同	藤内	聡子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 3,000円 団体 5,000円
賛助会員 個人 1,000円 団体 3,000円

附 則

この定款は、平成16年5月28日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

1 第49条 事業年度の変更 この定款は、所轄庁の認証があった日(平成16年8月13日)から施行する。

2 平成16年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までと、平成16年4月1日から平成16年4月30日までとする。

附 則

この定款は、平成19年6月21日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

改訂後の定款は、平成30年6月23日から施行する。(第13条 理事の定数改訂)

附 則

改訂後の定款は、平成30年9月11日から施行する。

(第23条、第39条、第44条、第45条、第46条、第48条、第51条、第55条)

活動結果報告書

令和4年4月26日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年4月4日(月曜日)

活動先

活動目的 議會（3月）報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

大久保恵子 3月議会報告

印刷業者 株式会社国府印刷社

支払金額 150,547 円

配布先 市内各所

配布部数 18,275 部

内容 別紙のとおり

大久保恵子 3 月議会報告

2022 3 月議会報告

4 月春らんまん。皆さまお元気で
お過ごしのことと思います。
3 月議会報告をお届け致します。



2022 年 4 月 4 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
ke51lik.o.okubo@bf.wakwak.com

3 月議会は 2 月 18 日から 3 月 18 日までの 29 日間の日程で開催されました。

提出議案は予算案 14 件（当初 7 件、補正 7 件）
条令案 5 件（制定 1 件、改正 4 件）、一般議案 1 件、計 19 件が提出され、3 月 18 日の最終日に全て原案通り可決されました。

一般質問（2 月 28 日から 4 日間）には、16 人の議員が登壇しました。

なお 3 月 4 日の午後からは「越前市副市長定数条例の一部改正について」が追加提案され、これまでの副市長「1 人」を「2 人以内」に改正し、3 月議会最終日の 18 日に龍田氏（元県庁職員）と小泉氏（元市職員）の副市長人事案に同意した。

2022 年度当初予算の概要 <ポイント> （市「当初予算の概要」より）

- コロナ対策など市民の安心安全を大前提としつつ、地域創生臨時交付金を最大限活用した経済対策を実施。
- 6 つのカテゴリーに分類
新幹線越前たけふ駅開業に向けた新たな取組と市民生活の向上、定住化の促進に向け各事業を次の 6 つに分類し重点的な予算配分となった。
・「歴史と文化の魅力創出と発信」・「楽しく元気なまちづくり」・「環境と調和した未来産業都市の創造」・「教育・健康・福祉の充実」・「多文化共生と市民協働の推進」・「危機管理強化と社会基盤の強化」
- コロナ禍によって市税収入が伸び、道路等の維持改修経費を増額

【概要】	（単位：千円）		
	令和 4 年度	令和 3 年度	前年度比
一般会計	36,747,000	34,852,000	5.4%
特別会計	17,142,443	17,247,437	△ 0.6%
企業会計	9,221,918	8,507,101	8.4%
合計	63,111,361	60,606,448	4.1%

一般質問

I LGBT「パートナーシップ制度」の早期導入を

今年 4 月改定の「越前市男女共同参画プラン」にも「LGBT などの性的少数者の人権が尊重されるよう意識醸成のための啓発を行う」という文言が入った。
なお、改定に当たっての市民への調査では生きづらさ解消のためにパートナーシップ制度導入を望む声が 3 割に達した。

越前市「パートナーシップ制度」導入！

Q 1：昨今、わが国でも性的少数者への理解が高まっている。「自治体が同性婚同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度」は、今年 2 月現在で既に全国 4 割強の自治体で導入されている。当事者が生活しづらい環境脱却のため越前市でも一日も早い導入を求める。

A：昨年実施した男女共同参画プラン改定に係る市民調査で、性的少数者にとって「生活しづらい社会である」と感じており約 3 割の方が「パートナーシップ制度の導入」が必要と回答している。導入する以上はしっかりした制度にしたい。先進事例を参考にしながら研究を行っていく。

Q 2：職員の「勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」には「同性同士の結婚休暇を認める」とあるが、いつどのような経緯で明記されたのか。

A：同性のパートナーを認知する動きが広がる中、本市も H30 年、性の多様性を認め、差別のない公正な職場づくりを目指すため導入した。なお職員から導入を求める声があったと聞いている。

LGBT「パートナーシップ制度」とは

自治体が同性同士のカップルを、婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

*既に 153 自治体が導入

2015 年、渋谷区と世田谷区で導入されて以来、既に今年 2 月現在で 153 の自治体が導入済み。

*東京都は 22 年度中に策定

東京都は昨年 12 月議会で小池都知事が 22 年度中の導入を約束し「生活上の困りごとの軽減につなげ、多様な性に関して都民の理解を促進し、多くの人が利用できる制度になるよう検討する」と発言した。

*北陸 3 県の状況

福井県と富山県がゼロ。石川県は金沢市と白山市が導入

*福井県は

昨年 11 月時点で越前市に進出した APB 初め県内約 200 の企業・団体が「婚姻の平等」の支援を表明。

*越前市は — 県内のけん引役 —

今年 4 月の「男女共同参画プラン改訂版」に、LGBT の意識醸成の啓発を明記。一方、職員の同性婚の休暇を福井県で初めて H30 年に認めている。
今年多くの市職員がパートナーシップ導入に向け内部研修会、また外部に向けての多数の講演会や学習会を積極的に開催。また 2 月 7 日から市役所 1F 中央階段を LGBT の象徴である虹色で飾りマスクに大きく取り上げられ、市の HP に

も UP され「すべての人が自分らしく生き、互いを認め合えるまちをみんなでつくりていきましょう」とのコメントを付けている。

この動きに連動して、複数の小学校でも学校の階段や廊下の手すりを虹色で飾った。

地前市は県内のけん引役を果たしており、制定へ向けての環境は十分整っている。

県内初の「パートナーシップ制度」導入となることを期待する。

*制度が導入されると、可能になる行政サービス

- ・パートナーシップ証明書
- ・個人情報公開請求・罹災証明書
- ・所得課税証明書・納税証明書
- ・営業許可・公営住宅
- ・家賃補助制度・住居確保補助
- ・空き家活用補助・リフォーム支援
- ・母子健康手帳・不妊治療補助
- ・福祉相談・保育所等の利用・教育
- ・保育給付認定申請及び補宇久諸島入所申込
- ・要介護認定など

政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。

大久保恵子は「人と環境」を大切に
する心豊かな落ち着いた潤いのある
越前市をめざし活動します。

※この機関紙は、政務活動費を活用しています

II 手話言語条例について



手話言語条例 3 年目に向けて

越前市が「手話は言語である」との認識に基づいて、地域共生社会の実現を目指して制定した「越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例」は2年が経つ。コロナの県の記者会見で、社会的にも手話の認知度が上がったのではないと思う。

Q 1：越前市「手話言語条例」3 年目に向けて施策の実施状況の検証結果、見直しについて問う

A：制定以来、市広報紙により特集記事掲載や丹南ケーブルでの放送により手話言語の理解と普及を図った他、市政出前講座で理解を深める取り組みを実施。市ウェブサイトで手話動画掲載、協会や市内手話サークルに協力を頂き市内小中学校で手話の講義を実施（R2 年度9校、R 3 年度11校）。手話奉仕員養成講座に力を入れた。園児手話体験実施として認定こども園・保育園・幼稚園職員に対し講習等も実施。

Q 2：成果の一つとして作成したスカーフについて、配布状況と活用状況は？

A：聴覚障害者を始め発生時に避難所等において援助が得やすくなるように武生ロータリークラブの支援を頂き障害者用スカーフを作成。福祉団体や広域避難所に配布。今後とも援助や配慮を必要とする人に行き渡るよう、またコミュニケーション支援の必要な高齢者なども視野に入れ必要な枚数を制作し、市民への認知にも努め、普及に努力する。

Q 3：コミュニケーション条例と手話言語条例、性格の違う条例を一本で会議を開催した理由と反省点は？

A：来年度以降は別々に意見交換会を開催し、当事者や関係者の声を丁寧に聞く機会を設定する。手話言語条例の理念に則り、ろう者の皆さんとともに原点を忘れず手話の普及に努める。

Q 4：この春地域の普通学級に入学する聴覚障害児への対応は？

A：地域の学校で可能な支援方法について合意形成を図り就学についての準備を進める。座席

の配置、教職員の話し方の工夫、補聴援助装置の利用など指導面での工夫や環境面の整備の他、子どもが孤独感を感じないような心理面での配慮も行う。

Q 4-2：教育委員会と市長部局が情報共有・連携して最善の対応を。

A：障害のある生徒については家庭、地域、および医療や福祉保健等の業務を行う機関の連携を図り、長期的視点で児童生徒の教育支援を行うことが重要。本市では各学校が福祉部他連携し対応している。

Q 4-3：「子ども条例」にのっとり、環境を整えて欲しい。市長の考えは？

A：子どもの成長と自立に向け、我々行政や学校、地域、市民が協働による支援を行うことは当然の責務。

III 子ども条例について



越前市には2012年に策定した「子ども条例」がある。この条例の前文には「越前市のまちづくりの基本理念である『協働』により子どもの自立を実現する、と明記。第3章第20条（条例の周知）には「活動推進のために、理念及び内容を市民に周知する」とある。

1. ヤングケアラーの対応について

Q 1：既に把握しているヤングケアラーについて、現在どの様な対応をしているのか？

A：「市要保護児童対策地域協議会」がヤングケアラーを含め虐待等の要保護児童を早期発見し、迅速で適切な支援のため、地域関係機関と情報共有を図り役割分担しながらチームで支援を実施している。

【編集後記】

- 3月議会は山田新市長初のR4度（新年度）予算が上程された。「ゼロ予算」という耳新しい言葉も出てきた。これは市が予算化（事業化）する前に市民に「こんな事業をします」と伝えるためだと私は理解している。ある意味、情報公開の新しい手法。
- 新年度人事も3月26日に発表され、文字通り山田新体制がスタートを切った。旧幣を引きずらず活気ある市役所、開かれた市役

「子ども子育て相談室」は、地域協議会との調整機関を担い、協議会を構成する学校等、民生委員などの関係団体の他、介護や障害などの分野で家庭状況の把握とケアの計画立案に関わる相談員などと課題の共有を図り連携を強化し支援を実施している。

2. 外国人児童生徒の日本語支援について

Q 1：外国人施策は市全体の問題であり外国人の日本語支援も教育委員会だけの問題ではない。市長をトップに福祉も入り真剣に取り組むべき。市長の考えを。

A：外国人も日本人も共にいきいきと暮らせる環境づくりが大切。今後も民間企業などとも連し行政のセクト主義を排除し、全庁的に多文化共生の推進に向け取り組んでいく。

3. 子ども条例の再確認を

Q 1：今コロナ禍にあって生活が一変し、様々な問題が一気に表に出てきた。失業や休業による生活の困窮が弱い立場にある子どもたちを直撃している、虐待やヤングケアラーの問題もその一つ。子どもを取り巻く様々な困難を協働で解決するため、策定10年に当たり、改めて市民にこの条例の周知を。

A：本条例に基づき、子どもの主体的な取組支援や、子どもや子育て世帯の社会参加の促進として自ら参画できる機会を増やすことで本条例の存在をアピールし、普及啓発に繋げる。

Q 1-2：併せて今回の児童福祉法の改正を踏まえ条例の名称も含め内容の検討を。

A：制定以降10年間の社会情勢の変化や国における関係法令の改正に対応するとともに条例の主役である子どもや関係者の意見を頂きながら改正も視野に入れ令和4年度中に方針を決定する。

議会トピックス



■ 4 月 1 日から副市長 2 人態勢

3 議会最終日の 3 月 18 日、議会は副市長に龍田光幸氏と小泉陽一氏の 2 人を同意した。

これにより越前市は 4 月 1 日から副市長二人体制となった。

龍田氏は元県地域戦略部新幹線・まちづくり対策監で、2 年後開業予定の北陸新幹線越前たけふ駅開業に向け観光・企業誘致等を担う。

小泉氏は元市職員で市政全般とのかこと。

■ 越前市議会ウクライナに人道支援

3 月 18 日、議会最終日「ウクライナ侵略を強く非難する決議」を全会一致で採択。一日も早い平和を願う。

■ 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を採択

3 月 18 日、議会最終日「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」（反対 4）で採択した。

■ 議会コロナ感染対策

・ 議場は半数の議員だけ

3 月議会は、コロナ対策として、予算質疑と一般質問で議場に出る議員の数を半数に制限した。残り半数は、会派控室でテレビ傍聴。ただし議決を要した初日と最終日は全員が議場へ出た。

・ 委員会も本会議場で密を避けるため委員会室を使わず議場で行われた。

まちなかトピックス

・ 「認定こども園」開園 1 年遅れ

2023 年 4 月に、上太田保育園、なかよし保育園、武生西保育園の 3 園を集約し定員 200 人で開園予定の西地区の認定こども園が（コロナによる建設資材の高騰などにより）1 年延期になり、24 年 4 月の開園予定になった。

・ 武生中央公園温水プール 複合施設「パーキーハウス」オープン

中央公園に建設中の温水プールが 3 月 6 日オープン。民間資本を活用する県内初のパーク PFI を活用。鉄筋 2 階建て、延べ面積 3085㎡。温水プールを市が購入。8 レーン 25m プール。小学校の水泳授業も受け入れる。

民間部分として「遊びマーレ」有料の屋内遊園地、「賑わい広場」8 店舗出店、「フィッチネクスス」24 時間営業のスポーツジムを併設している。